■Article（vol.8）■ ……

「公認会計士法」改正

日税研専務理事　坂田純一

……

ここ数年のカネボウやライブドアの粉飾決算事件、日興コーディアルグループの不正会計問題など公認会計士監査をめぐる不適正な事例が生じている状況を踏まえ、公認会計士法の改正が国会に上程されていたが、去る6月20日参議院本会議で可決成立した。施行時期については、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度、四半期報告制度の導入が予定されている平成20年4月に、同法と整合性を採る形で実施されると予想されている。

現行公認会計士法は、規制緩和の要請を受け改正された税理士法（平成13年）とほぼ同時期に、①資本市場の活性化のための市場の公正性・透明性の確保、②わが国公認会計士監査制度の国際的信認の確保、③複雑化・多様化・国際化する会計監査に対応する人材の確保など、の改革を掲げ大改正（昭和41年以来37年ぶりに平成15年改正）され、試験制度の改正（平成18年1月施行）を除き、翌年4月から施行されていた。

資格士業法の改正は、他の法律改正に伴う整備法としての一部改正を除き、その改正は難しいとされている。今回、公認会計士法が、大改正後わずか3年あまりで改正が必要とされた今回の措置は極めて異例といえるものであり、前述の不適正な事例を通し、公認会計士監査制度に対する社会が持った不信の大きさが窺える。このような背景のもと改正された内容の多くは、当然の帰結として企業との馴れ合い防止に力点が置かれたものとなっている。

改正された内容のうち主なものは、次の①監査法人等の品質管理・ガバナンス・デスクロージャーの強化、②監査人の独立性と地位の強化、③監査法人等に対する監督や責任のあり方の見直しなど、である。

＜具体的改正内容＞

１．監査法人等の品質管理・ガバナンス・デスクロージャーの強化

（１）業務管理体制の整備の徹底（法34条の13）

公認会計士社員による監査業務の適正な執行の確保や業務の品質管理の方針策定及びその実施のための業務管理体制の整備

（２）監査法人の社員資格の非公認会計士への拡大（法34条関係）

監査法人における適切な業務運営を確保し、実効性ある組織的監査を実施

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

していくために、経営・財務・内部統制・ＩＴなどの広範な知識と経験を有する公認会計士でない者にも監査法人の社員資格を容認（「特定社員」制度）（注）この場合においても、監査証明業務は、公認会計士である社員のみが業務を執行する権利を有し義務を負う（法34条の10の2①）

（３）監査法人等による情報開示の義務づけ（法34条の16の3）
業務及び財産の状況に関する説明書類の公衆縦覧

２．監査法人の独立性と地位の強化

（１）監査人の独立性に関する規定の整備（法1条の2ほか）
「公認会計士は独立した立場において業務を行わなければならない」旨の職責規定の新設（注）監査法人にも準用（法34条の2の2②）

（２）就職制限の範囲を被監査会社の親会社や連結子会社等へ拡大（法28条の2ほか）
監査証明業務に関与した監査法人の社員が、退職後、被監査会社のみならずその親会社や連結子会社等の役員等に就職することの禁止

（３）いわゆるローテーション・ルールの整備（法24条の3③ほか）
① 大規模監査法人において上場会社の監査を担当する主任会計士のローテーション・ルール（継続監査期間5年、インターバル期間5年）を法定化（注）現行法では、継続監査期間7年、インターバル期間2年の一般ルール
② 新規公開企業に係る公開後の最初の継続監査期間の短縮

（４）不正・違法行為発見時における監査人の当局への申出制度の創設（改正金融商品取引法193）
監査人が財務書類に重要な影響を及ぼす不正・違法行為を発見した場合であって、監査役等に通知するなど、被監査会社の自主的な是正措置を促す手続きを踏んだうえでもなお適切な措置がとられないと認めるときは、監査人は当局へ申出

３．監査法人等に対する監督や責任のあり方の見直し

（１）行政処分の多様化（法34条関係）
現行法の戒告・業務禁止・解散命令に業務改善命令・不正に関与した社員の監査法人業務等に携わることの禁止を追加

（２）課徴金納付命令の創設（法31条の2ほか）
次の場合に、課徴金の賦課制度の導入
① 故意の場合・・・認定した虚偽証明期間に係る監査報酬の1．5倍
② 相当の注意を怠った場合・・・認定した虚偽証明期間に係る監査報酬の1倍

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

（３）有限責任組織形態の監査法人制度の創設（法34条関係）
現行の無限連帯責任形態に加えて、非違行為に関係ない社員の責任を出資の範囲に限定する有限責任形態を追加

（４）報告徴収・立入検査権限の公認会計士・監査審査会への委任の範囲の見直し（法49条の4）
監査法人等に対する報告徴収・立入検査権限を金融庁長官から公認会計士・監査審査会へ委任する範囲の見直し

（５）外国監査法人等の届出制度等の整備（法34条関係ほか）
外国監査法人等に対する当局の権限（必要な指示、報告徴収・立入検査）の整備

４．その他

（１）社員の競業等の禁止（法34条関係）

① 監査法人における社員の競業禁止規則について、非監査証明業務に関しては、他の社員全員の同意を要件に解除を容認

② 監査法人の社員が大会社等から非監査証明業務により継続的な報酬を得ている場合、監査法人が当該大会社等に対して監査証明業務を提供することを禁止

（参考文献）

・「会計・監査ジャーナル No625」日本公認会計士協会　（2007. AUG）
・大来志郎稿「公認会計士法等の一部を改正する法律の概要」商事法務（2007. 7／25）
・第１６６回国会における金融庁関連法律案（公認会計士法等の一部を改正する法律）
http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html

以　上

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。